

# 都市賤民行政史の基礎考察

——東京の被差別部落と「乞胸」部落の場合——

荒井貢次郎

- 序 言
  - 一 被差別部落の定義と江戸の部落
  - 二 近世賤民身分基準
  - 三 部落発生の学説
  - 四 江戸幕府の賤民部落造り
  - 五 明治被差別民解放令と浅草「部落」の解体・近代化
  - 六 乞胸部落と乞胸
- 結 言

## 序言

東京は、首都として、その住民の意志とは、無関係のように、都市的性格をもつ地域は、自らの周辺の地域（農・林地）を蚕食し、衛星市・町を呑み込みつつ異常な膨脹をつづけることを止めない。江戸から東京へ向つての史的流れは、大小、多くの天災・人災のもたらす致命的打撃に打ち克つて、そうした堰を破つて奔流のようにスサマジイ、力強い流れを断えまなく続けているのである。

東京は、帝都が設置される基盤に、既に、江戸城下町が形成され、江戸府があつた。江戸城は、一二世紀中葉に、江戸重継が、豪族としての館を設けて以来、江戸城は、三大転機を経ている。太田道灌による長祿元年（一四五七年）の江戸築城は、土豪武士の館から中世城郭の脱皮があり、次いで、天正一八年（一五九〇年）、徳川家康の江戸入府は、近世大城郭建設となる。明治元年（一八六八年）、明治天皇の皇居決定となつた。これに伴つて、城下町も、中世、近世、近代と三転していった時代的特徴をとらえて、その変遷の裡に階級分裂の運動は、底辺に、どういふ階層的沈潜があつたか。ここに、賤民の塑成を考へてみることにした。しかし、わたしは、かつて、拙稿として「都市行政上における賤民集落の存在形態」（『東洋法学』・第四卷・第二号・収）と「都市部落の近代の変容過程」（『部落問題研究』・第9輯・収）の二篇をもっている。従つて、これらをふんまえて、さらに、ここでは、特に準賤民集落である「乞胸」の集落を捕捉して、その近世賤民行政上の位置付けをしてみたい。

東京の被差別部落の「東京」を都市東京としてとらえれば、この場合の部落は、都市部落となる。それに対して、東京をば、東京都としてとらえれば、都市と農村とを含むこととなるので、この場合の部落も、また、都市「部落」+農村「部落」となる。しかし、ここでは、都市部落に限ってみたい。

### 一 被差別部落の定義と江戸の部落

#### (1) 同和問題と同和地区

この被差別部落とは何であるか。部落史文献資料から主な用語を拾ってみると、だいたい、次ぎのようになる。

- ① 特殊部落
- ② 後進部落
- ③ 賤民部落
- ④ 賤人部落
- ⑤ 細民部落
- ⑥ 要保護部落
- ⑦ 未解放部落
- ⑧ 穢多・非人部落

⑨ 同和關係地区

⑩ 同和地区

東京都と「同和問題」について政府側との關係を考察してみるに、昭和四〇年八月一日、官制同和对策審議會は、「同和对策審議會答申」書をもって、政府に提出している。これは、昭和三六年一月七日、内閣総理大臣が、この審議會に対して、「同和地区に関する社会的及び經濟的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問したのに対する答申書である。

なお、「同和对策審議會調査部会報告」では、同和地区調査報告を依頼したにもかかわらず、無回答の都県は、岩手・宮城・山形・東京・神奈川・宮崎の六都県である。

東京都については、当初、地区を予定したのは、

地区数 戸 数

二二 二、一五三

としたが、その調査報告がなかったのである。

東京都は、關西地方（西日本）におけるような同和事業の必要性は、すでに認めていない。また、そうして同和事業といった差別的対策をばとらず、かりに、そうした被差別集落があっても、これを社会福祉事業の一環としてスラム対策事業に解消しているのである。

こうした点は、都庁当局の考えと、社会党・共産党を身近にもつ部落解放同盟の考えとは、別の立場をもつものと

いえる。そこで、政府の同和問題に関する認識を知る必要がある。

同和問題の本質把握としては、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお、いちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混在するものも多くなっているが、それらの人びとも、また、その伝統的集落の出身なるがゆえに、陰に陽に、身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」、「後進部落」、「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または、「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。そして、「未解放部落」をば、政府は、「同和関係地区」、または、「同和地区」とよぶのである。

そして、前述の答申書によれば、

部落差別は、単なる観念の亡霊ではなく、現実の社会に実在することが理解されるであろう。  
といっている。

昭和一〇年の「中央融和事業協会」が、東京府に依頼して調査してもらった結果では、

部落所在の町村数

一八

部落数

二〇

東洋法學

戸數

一、三七八

人口

七、二四八

となつてゐる。その所在地と部落名は次ぎの表のように報告されてゐる。

〔東京府〕 昭和一〇年三月現在

部落所在地	部落名	市・郡別 部落數
東京市板橋区練馬南町五丁目	谷戸	
向島区吾嬭町	東七丁目、西八丁目、 西九丁目(木下川)	東京都 二
北多摩郡府中町	谷戸	
昭和村	上組	
谷保村谷保	下組	
久留米村下里・田無 飛地	西村	
東村山村野口	中ノ通	
砧村喜多見	下宿	
国分寺村国分寺	下村	北多摩郡 八
揮島村	第六区	

	南多摩郡多摩村是政	神尺	
	多摩村字蓮光寺	舟ヶ台	
	堺村字相原	中ヶ谷戸	
	町田町本町田	下村	
	稲城村矢野口	中島	
	忠生村下小山田	南沢又ハ小沢谷戸	
	由井村小比企		
	元八王子村 下一分方	福岡	南多摩郡 八
	西多摩郡霞村藤橋	久保	西多摩郡 二
	今井	水窪	
計	一八	二〇	

となつてゐる。しかし、この表に現われてゐるのは、すべて穢多村であるが、これで東京府下の全部が収録されてゐるわけではない。ここに漏れてゐるものに次ぎの部落がある。

- ① 新町 (台東区)
- ② 品川宿 (品川区)

都市賤民行政史の基礎考察

- ③ 上赤塚村(練馬区)
  - ④ 三輪・三河島(荒川区)
  - ⑤ 青戸(葛飾区)
- などがある。非人系のものには、

- ① 浅草溜(台東区)
- ② 油堀(江東区)
- ③ 品川宿(品川区)
- ④ 鈴力森(大田区)
- ⑤ 代々木村(渋谷区)
- ⑥ 中野村(中野区)
- ⑦ 西巢鴨(豊島区)
- ⑧ 前野村(板橋区)

は、その主要なものであるが、地方(在方)に散居する非人(番太)は、相当、多数にのぼったのである。

菊池山哉氏は「別所と特殊部落の研究」(吉川弘文館版)では、東京にあった中世の特殊部落を次ぎのように挙げている。<sup>1)</sup>

- ① 多摩郡町田町



原町田が、江戸以前に、小机、八王子城を通ずる街道に発生した市場であり、その前身なのですから、すくなくも室町初期へ遡ると思う。

② 多摩郡府中町

府中町の東端、昔の大井駅街道中であります。この部落も南北朝まで遡ることは確かでしょう。大井駅までの途中、布田宿（旧地を移転）、喜多見村、多摩川上流へかけて谷保村などは配下です。

③ 多摩郡久留米村

この部落は、街道には関係のない村なのですが、やはり、古い部落のようです。

④ 都内文京区白山町

小石川植物園の地におりましたのですが、五代將軍・綱吉が、白山御殿を造営するについて移されました。しかし、部落民は、白山神社を残して、再度、神明町の方へ移りました。

この部落は、「和名抄」・豊島郡占方郷（王子方面）の入口を扼して居ったようです。

⑤ 都内文京区湯島妻恋坂

「和名抄」・豊島郡湯島郷の入口を扼して居ったところが妻恋坂です。湯島郷は豊島駅と乗漕駅とを結ぶ往還の中間です。

「延宝江戸図」に、この地を地獄谷と書いてあり、「江戸談」や「江戸誌」に志太の小太郎なるものが、小山判官を「つま恋が野辺に引据えて、首打しけり」などとありますので、ある時代、湯島郷の長吏がおったこ

とがあるのでしょうか。駅路は早く止まり、岩槻街道が、文明中開通されまして、湯島本郷は移転し、廢道同様となりましたので、何時とはなく解消されたものと思われれます。

部落の変遷について、菊池氏は、次ぎのように述べている。<sup>(2)</sup>

武蔵の国で鎌倉初期へ遡りますものは、一・二カ所です。それが室町頃一六・七カ所増しまして（この分はまだ増すと思われれます）。三〇余カ所となります。南武蔵で古郷に配されたと思われる部落六カ所のうち、小石川の白山町だけが部落として残っておりますが、他は何れも農化しました。これは中世己れ等の領主の没落した事と、皮作り親方の指令的依頼を潔しとしないで関係しなかつた事に原因致しましょう。三千人塚の関守も皮作りをやっておつた形跡がないのと、既に獲物の尠い事などが原因して脱落したものでしょう。他の関屋では東光寺が農化しただけで、他は現在も部落は続いております。

それが江戸末期には南武蔵一・二郡で八・二カ所、北武蔵は六郡で二・三七カ所という數に激増致します。乃ち北は南の約四倍です。然し人口の方は南が二・八七七戸で北三〇・四七戸ですから、ほとんど同數と言ってよろしいでしょう。即ち北は四戸五戸という山番野番が大半で、部落の數は多いのですが、人口は尠いのです。但し南の方には東京五カ所二・三戸は除いてあります。

この国も近世初期から中期にかけて、その個所を倍加したもので、その母胎は中世の皮作りです。街道筋ではなく、よくよく尋ねないと分らないような山奥のものが大半です。従つて、この人々は全く賤業と謂つた業種には関係はないのですが、祖先が皮作りであり、戸籍が親方にありました文で、弾左衛門の絆にかたく縛ら

れてしまつて今日に至つたものです。

昭和六年でした。大里郡静寛院原（しやうかん）の部落を訪ねました時に、お頭の当主は七二才の老女でしたが、「どういふわけ（したご）で下谷（部落名）のものだけが、賤められるものか、そのわけが分らない」と嘆いておりました。父も常日頃それを言つて居られましたと、果ては涙を流して嘆いておられました。ここは農家一六戸ばかり、一村水野姓です。

とにかく南武蔵の山番は、一段下級のものとして多少賤規はされて居りましたが、その母胎が異なるだけで結果は大きな違いが出て居つたわけです。

## (2) 被差別部落の諸規準

被差別部落を規定する場合の規準は、必ずしも一致していない。その規準を次ぎに若干挙げよう。

- ① 江戸時代の賤民部落を基準とする（明治以降になつて、他に集団的に移動・移住があつた場合も、これを追つて規定してゆく）。
- ② 政府および公共団体の規定に基づく。
- ③ 学者・研究者の成果による。
- ④ 現実に、エッタ・カボウ・新平民と伝承される場合を基準とする。
- ⑤ 水平社・解放同盟などの基準による。
- ⑥ 経済的劣位が基準となる。

現実には、差別・賤視が存在するか。否かで差別・区分されるのか。また、スラム的・最低生活をしている集落があれば、広義に、これを被差別集落といえるか。日本のスラムの多くは、未解放部落の核となった近世賤民集落と複合することがしばしばである。つまり、近世賤民集落が、スラムへの転化を行っていることが多いことは部落史が、鋭く描いている。しかし、すべての近世部落が、スラムに移行しているとは限らない。生活水準の高い旧賤民集落は、スラム化されないで部落固有産業を前進させ、近代資本の蓄積を続けている例も僅かなからある。また、明治以来、部落内での階層分化が促進され、その一部の資本蓄積者が、前時代的意識を利用し、部落内に他の多くの貧窮者を引き続き縛りつけて、経済的強制をテコにして搾取を続けている場合がある。が、部落民は、その多数は、一般社会福祉事業の対象となっているという事実は忘れてはなるまい。

江戸中期以後の江戸幕府関係資料によると、「南撰要類集・第二八卷」(東京大学法学部資料・写本)によると、寛政一二年(一八〇〇年)の関東八カ国外諸国にある穢多頭・浅草弾左衛門手下家数につき記されるところは、次ぎの如くである。

都合 七千七百貳拾軒

五千六百六拾四軒 長吏

内 六拾壹軒 猿飼

千九百九拾五軒 非人

さらに、詳細にみると、

一、 五千四百三拾貳軒

武蔵、上州、野州、常州、下総、上総、房州、相州、甲州、豆州、奥州、駿州（計十二国）ノ長吏家数

一、 十五軒

彈左衛門内猿飼家数

一、 四拾六軒

武州、上州、野州、常州、下総、上総、房州、相州（計八国）ノ猿飼家数

一、 七百三拾四軒

江戸府内ノ非人数

一、 壹千貳百六拾壹軒

武蔵、上州、野州、常州、下総、上総、房州、相州、甲州、豆州、奥州、駿州（計十二国）非人小屋数

となつてゐる。

さらに、別の資料によると、文化一三年（一八一六年）八月の彈左衛門作成し、文化一五年（一八一八年）提出の「寅九月吉日・右就 御尋奉書上候写」<sup>(3)</sup>には、

一 私内手下共家数、当時、貳百五拾軒程御座候。人別張面者私方江取置、増減其時々申出候仕来ニ御座候。往古私先祖、鎌倉ニ住居仕候節者、別紙私由緒書ニ奉ニ申上ニ候通、数多支配住候得者、天正年中、被ニ召出ニ、關八州・頭役被ニ仰付ニ、已来、当時、全支配仕候者、左之通ニ御座候。

- 一 穢多 江戸表ニ而私圍内計、在方ハ所々ニ罷出、長吏与唱候場所茂御座候。
- 一 猿飼 右同断、尤長吏与者唱不<sup>レ</sup>申候。
- 一 非人 江戸表ニ而町方河岸続、又者寺院内ニ罷在候。在方ハ所々ニ罷在候。
- 一 乞胸 江戸町方・店借請罷在、右町内人別ニ入申候。稼之業者非人手下ニ付私方江茂人別差出シ候。

## 二 近世賤民身分基準

近世賤民身分の基準については、石井良助教授は、「猿飼、茶筌、夙および乞胸」において、次ぎのように示されてある。<sup>(4)</sup>

- (1) 役所の取扱
- (2) 町村役人の取扱。村においては、村役人が村民を招集の人数に入るか入らぬか。入ったとして、その座席はどうかということも問題になるが、簡単には、人別帳の記載の仕方によくわかる。
- (3) 同村の他の村民または他村民のその賤民に対する関係はどうか。同火を忌むか忌まぬか。棟を同じくして居住するか、百姓家に行ったとき腰懸けさせるか。とくに重要なのは、素人と通婚するか否かである。
- (4) 頭かしらを有するか否か。(これは重要なメルクマールとなる。)
- (5) 家業(業体)と身分との関係。

以上の基準を当てはめると穢多・非人などは、近世賤民の性格はもつことになるが、これを証することは、省略する。

東京の被差別部落を理解するためには、先づ、その系譜を近世にまで遡らねばなるまい。

近世賤民の身分的固定化は、近世中期とみて大過はない。

賤民のうちでも、穢多は生得的であるが、非人の場合は、①生得的<sup>(5)</sup>、②特定犯罪<sup>(6)</sup>、③野非人狩込（カブリ乞食から身分的変化を生じる）により非人となり、一〇年の間に「足洗い」しないと永久非人（抱非人）となる。乞胸は、職業が賤民系統である。つまり、身分と家業の分離があり、身分は町方に属する。従って、乞胸は半良・半賤民たる状態におかれる。

猿飼の法律的性質につき、弾左衛門は、穢多は、革類の細工をしたり、または、諸の商いをして生計を立てるものであるのに対し、非人は商売が禁止されていて、物貰いで生活するものだとしている。猿飼の頭立つものは武家の屋敷へ出かけていって、馬の祈禱を行ったり、猿を舞わせて鳥目（銭）を貰い、手下の猿飼は、町方を猿を引き歩き、これを舞わせて銭を貰うのである（商いをするわけではない）から、猿飼は非人に類したものといえるが、頭立つた連中は、脇差をさし、袴も着用するし、手下の猿飼も斬髪にすることはないから、この点が非人と違った取り扱いをしている。猿飼は、身分的に、穢多と非人の中間に位するものと解されていた。縁組は、猿飼は、非人や穢多とは結ばない。<sup>(7)</sup>

特定犯罪による非人手下におとされるのは、御定書百箇条による例がある。その第四八条は、「密通仕置」が規定

されている。すなわち、姉・妹・伯母・姪との密通をすれば、男女共遠國、「非人手下」とあり、第五〇条に、享保七年極を収め、不義にて相對死（心中）した男女が、双方存命ならば、三日晒の上、「非人手下」、主人と下女と相對死をしたが、仕損じた主人が存命であれば、その者は「非人手下」、第五五条、三笠附博奕打ち、および取退無尽仕置につき、取退無尽頭取并宿と三笠附句拾は、家財取上、非人手下。第七一条、人殺並疵附仕置に、離別の妻に疵附たものは、入墨の上、遠國非人手下に処し、第七九条、拾五歳以下の者仕置に、拾五歳以下の無宿者は、途中その外で、小盗いたした場合は、非人手下に処している。

なお、穢多と非人の近世身分法上の取扱いについては、拙稿「江戸時代における賤民支配の一考察——身分法上の穢多の地位」（『東洋法學』創刊号・収）に譲ずることにする。

### 三 部落発生理学説

1 「未解放部落」（被差別部落）の発生・成立に関する学説を大ざっぱに分類すると次ぎの六群に分けることができる。

a、中国<sup>シナ</sup>・朝鮮<sup>コリア</sup>帰化人説

b、エゾ説

c、アイヌ説



- d、オロチヨン説
  - e、韃靼人説
  - f、イェッタ族説
  - g、エフタル族説
  - h、ヘブライ人説
  - i、原日本人説（原住日本人説）
- 2 職分起源説（社会経済史的にみて、職業分化以前の職能者から起源を求める説。）
  - 3 職業起源説（職業分化が行なわれた以後に発生した階層を問題とする。）
  - 4 宗教起源説（穢タブー説を含む。）
  - 5 権力説（制度説・分裂支配説）
  - 6 法民俗説

各学説についての紹介と批判は別稿に譲ずる。

- わたしの近世賤民・部落民をとらえる学説として、三つの説の組み合わせ（鼎説）を唱えたい。すなわち、
- ① 穢多・非人制を法史的にとらえた「法権力説」で、これは、経済関係を下部構造として打ち立てる。
  - ② 明治以降の未解放部落は、封建遺制として法民俗学的にとらえる説、すなわち、法民俗説。
  - ③ それら賤民をささえるものとして、穢けがれの思想をもってするタブー説（宗教説）を用意している。

①については、拙稿「江戸時代における賤民支配の一考察」〔東洋法学〕創刊号・収〕があり、②には、拙稿「未解放部落の法民俗的性格」〔民間伝承・No.二六一・収〕、③には、拙稿「人間賤視の構造的諸問題」〔東洋学研究〕第二号・収〕および同「穢のタブーと近世賤民秩序——宗教民俗と法民俗の接点——」〔宗教研究〕第四〇巻・第一輯・収〕がある。あるので、ご参看をお願いしたい。

#### 四 江戸幕府の賤民部落造り

近世の賤民制は、幕藩体制という近世封建国家の至上命令によって、法的に制定されたものであって、単なる社会習俗として成立しているものではない。

江戸幕府は、武家諸法度を最初の成文法として制定し、以来、着々と武士階級の絶対服従体制をしき、幕府・藩制の基礎固めに力を尽くし、これに次いで、経済的支配の確立をねらって、農民層の掌握に努め、この層の支配体制を整えることによって、その層の上にある政治の安定を図った。ここに、武士と農民との結合を強化し、さらに、城下町の発展、道中宿・駅の整備のため、町人層の統制、都市行政の展開に応じた体制の確立を図っていった。

この間、中世からの宗教政策は、一応、社寺のアジールに特権を認めつつも、次第に、これが、既成宗教の保護（朱印地、修理、建設事業、寄進など）、宗門人別、寺請制度の確立、僧侶の身分、分限、刑罰の寺社法の確立を打ち出し、神仏混淆による仏教の優位性を確保した仏教の一元的宗教政策となっていた。また、葬式仏教の強化も封建国

家の権力にささえられ、寺院の民衆に対する教化外的強制力をもっていった。この葬式にも、都市・町などでは、賤民および賤民的世俗僧の活動の場が与えられていった。

こうして、法的構造は、商工業者にまで及ぼし、はじめて、余裕をもって、近世封建制の再整備期たる江戸中期に、階層制の総仕上げとして、八代將軍・徳川吉宗は、享保期の一連の改革の波に乗って、穢多による賤民支配の体制を確立していったのである。従って、近世賤民制は、それ自体が、制度として近世国家によって封建基本法に照らした合憲性が与えられ、それを突き崩すことは、治安上の犯罪行為であったのである。

かくして、「差別される部落」の解放政策は、幕末に、すでに、長州征伐の賞典として、徳川幕府によって、解放が企てられたが、その目的を果たされなかったのである。

次いで、明治時代になると、廢藩置県が行われた年、つまり、明治四年に、解放令が出された。

結局、近世において、幕府が、法的措置で制定した賤民の身分・職業制が、新政府（明治政府）によって打ち破られたのである。それにもかかわらず、なお、江戸時代（近世）の身分を意識し、それを伝承することによる差別は、法的に許るされず、また、近代国家体制下では、許るされるべきではない。

しかしながら、これが残存し、民俗的に伝承してきて、ここに社会問題・人権問題化してきた。特に、大正一一年（一九二二年）三月三日、全国水平社創立により、下からの盛りあがりもあり、以来、国家・地方公共団体と部落民との上下双方からの差別という壁を突き崩す努力が積み重ねられてきている。

かくて、戦後は、政府からの同和事業、「未解放部落民」を中核とする部落解放同盟の活潑にして、精力的な運動

が展開されてきたのである。

ただ、国は、社会福祉・社会事業の体系において同和地区対策が行われ、部落解放同盟は、社会運動の一環を担当しているものとして、その活動が、一つの軌道の上において展開されている点がその解放上の方法論で、根本的に対立している。しかもなお、現実の場、すなわち、地方行政面では、一応、共同の場で対策は進められている。

## 五 明治被差別民解放令と東京・浅草「部落」の解体・近代化

### (1) 明治被差別民解放令

明治新政府は、維新の事業の重要な一環として、四民平等のスローガンを掲げ、封建的身分制の打倒をその政策の基本に挙げて、遂行していった。

封建制の身分関係において、最下層に位した、封建的賤民が、明治四年に解放された。

明治四年八月二十七日、太政官布告で、

○ 穢多非人等之称被<sub>レ</sub>廢候条、自今身分職業共、平民同様タルベキ事と、発令され、穢多非人等は、平民籍に編入されることになった。

その四日前の二三日には、太政官布告は、華族と平民とは、相互に結婚できるものとした。すなわち、華族ヨリ平民ニ至ル迄、互婚姻被<sub>ニ</sub>差許<sub>ニ</sub>候条、双方願<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>及、其時々戸長<sub>ヘ</sub>可<sub>ニ</sub>届出<sub>ニ</sub>事

とある。それでは、賤民の風俗はどうであつたらうか。

明治四年一月二十九日・東京府達では、

府下賤民共衣類不<sub>レ</sub>著裸体ニテ稼方致シ、或ハ湯屋へ出入候者モ間々有<sub>レ</sub>之、右ハ一般ノ風習ニテ御国人ハ左程相輕シメ不<sub>レ</sub>申候(中略)自今賤民ヲリトモ、決シテ裸体不<sub>ニ</sub>相成<sub>二</sub>候条、稼方ニ付衣類ヲ著シ不便ノ者ハ半纏又ハ股引腹掛ノ内、相用ヒ、全身ヲ不<sub>レ</sub>顯様、屹度、相慎ミ可<sub>レ</sub>申云々

と、外国人の手前、非文明国と考えられないような措置を命令している。

同年二月一七日、太政官日誌には、

華、士族、卒在官之外、自今農工商之職業相當候儀、被<sub>ニ</sub>差許<sub>二</sub>候事

という発令で、農工商の職業が、階級的に束縛されることがなくなり、ここに職業の自由がもたらされた。

しかし、ここにいる賤民が、近世的形態で、法律(法制)的に確立したのは、どういう過程を経てきたのであるか。特に、そうした賤民が、部落(集落)を形成した動向を、江戸に限って考究し、さらに、封建遺制として、東京時代に入ってから、どう変化したかを考えてみたい。とりわけ、次ぎに、穢多部落・乞胸部落をとり上げてみよう。

## (2) 浅草「部落」の解体・近代化

### (A) 弾部落の近代化

穢多頭弾左衛門の屋敷がある圈内は、近代町制化への狂瀾怒濤のうちに、ついに、日本賤民史上、稀にみる典型的な「部落」の分解をしていった。そして、政府は、この地域を同和事業施策の枠外においた。

それと並行して、乞胸部落も完全に解体していったのは、芸能人の社会的地位の向上に伴つての上である。しかし、芸能の職業的系譜をたどることによって、ウクレレ漫談で名をなした、かの牧伸二が、なお、「河原乞食」の罵声を受けたといつてなげいたのも、こうした歴史的糸に操られているためである。

(B) 東日本の賤民支配の大拠点

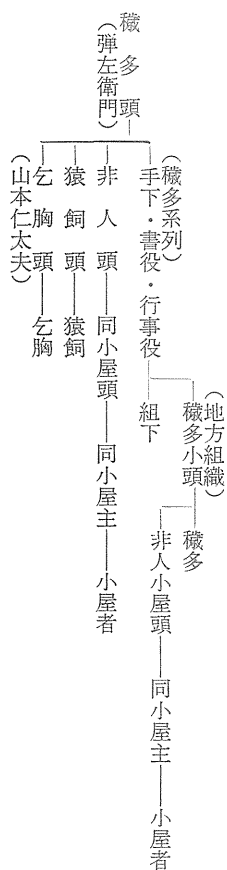
江戸時代（近世）に、東日本の穢多頭・浅草弾左衛門の囿は、台東区今戸にあつた。囿は、総坪数・壹万四千七百八拾四坪三合〇夕八才である。

その支配地は、「新撰憲法秘録」に、

一、穢多頭・弾左衛門支配場之事

關八州并關外は甲州郡内・谷村、駿州駿東郡佐野村、御厨村、豆州之内・千駄糺村に罷在候ものは、弾左衛門支配致、此外、在方に散居致候外下非人・人別は其処之手下小屋頭共相改、弾左衛門方へ差出候

とあり、その支配組織は、



(C) 弾左衛門由緒書(享保年間書上) 伝承等住居地

弾左衛門の家系者の住居地を享保年間の由緒書およびその後の史料によれば、次ぎのようになる。

撰津国・池田——鎌倉(治承年間・頼朝の許可により長吏以下二八職支配をする)——江戸・日本橋・室町辺(天正一八年「二五九〇年」・家康の江戸入城前に住んでいた)——浅草鳥越町(元鳥越町八台東区鳥越一・二丁目)から幕命により移転)——山谷村(穢多村、正保二年「二六四五年」、幕命で、この地に移転させられる)——新鳥越町)——亀岡町と改称——今戸町と改める——今戸町と吉野町に分けて称される。<sup>(1)</sup>

(D) 浅草等部落系産業

弾一党は、封建的特権産業は、幕府解体、明治政府の身分的解放行政に伴い、特権も失われ、弾は、賤民支配の座から、すべり落ちた。そこで、賤民中、穢多一党の生活安定のため、明治軍国主義の潮流に乗り、洋式皮革産業を興したが、その全財産を湯尽しても、ついに、不遇のうちに、弾直樹は、その努力に報われること全く薄く、明治二二年七月九日に死んだ。

初代・直樹(明治になって、左衛門を改める)の長男・祐之助(二代目)は、父に引き続き、弾北岡組に関係し、北岡の引退後、後任・加田金三郎と共同経営で、明治三三年八月、弾北岡組は、東京製皮合資会社に、組織が改められ、この会社は、その後、桜組、大倉組皮革製造所、旧合資会社・今宮製革所と合同し、新たに、日本皮革株式会社<sup>(1)</sup>の設立登記が、明治四〇年四月五日に行われて、今日に及ぶ。

しかし、日本の近代皮革産業の祖・弾は、その遠祖・第二代・弾左衛門以下の眠る墓所・本竜寺(今戸一丁目三番)

にあるが、その子孫の行方は不明であるが、風聞によると、栃木県宇都宮市とか、あるいは、宮城県仙台市におったとかである。しかし、その墓所は、詣でる人もなく、風雪に耐えている。

明治五年（一八七二年）一月、浅草橋場町に移転されるまで滝野川（東京都北区）にあった弾直樹設置の製革製靴伝習所並びに御用製造所は、具体的には、現在どこに当るかは、不明であったが、北区の飛鳥山下を流れる滝野川は、今の山谷堀（弾屋敷の側を走る）に通じるといふ水利からみても、船便の利を考えても、恐らく、かつて王子製紙株式会社製の製紙工場であった敷地の一部ともいい、王子滝野川旧幕府反射炉跡なりともいう。

何はともあれ、日清・日露戦争と、この期における日本資本主義のめざましい前進は、明治維新の新しい技法による皮革業が、軍需工業として発足している運命の下に、さらに、都市における一般民需の高まり、地方からの注文も集中し、皮革製品関係産業を發展させ、この産業に従事した人びとにとつて光輝やく将来の發展を約束させた。

皮革製造は、入谷町・新谷町方面に多く散在したのが、環境衛生の見地から東京市の命令で、南葛飾郡木下川（墨田区東吾嬬町。江戸川放水路ができるときに、木下川の地は、葛飾区と墨田区に人工的に分断されている。）、北豊島郡三河島（荒川区）、葛飾区青戸の地に向つていった。ここでは、主として原皮の加工をしたので、浅草は、それらの諸地区からの集荷地となつた。そして、さらに、製品販売を掌つた。しかし、戦後は、原皮加工は、さらに、その立地を拡散し、草加市に向つても伸びていった。

関東大震災以後は、皮革の問題から靴だけの問題が増えた。戦災で、傷痕は大きかったが、戦後の統制解除は、既製靴の需要の増大で、その供給源である足立区・荒川区に大企業の工場が建設され、それらの製品を小売する者との



間に仲介する問屋の簇生となり、台東区だけでなく、隣接区にもおよんでいる。

これら弾以来の系譜をもつ皮革事業の展開に対し、履物業、花緒（もとは鼻緒と書く）、ヘップ・サンダル業も、もと亀岡町の周辺に向って大きく発展していった。それらの製造に従事する零細職人は、荒川区、足立区、葛飾区を含めて分布し、また、旧赤線地区の新吉原にも下請業者や製造者が移ってきている。

旧部落系商工業の経営者の下に働く多くの勤労者も、地方の部落民が大きな数を占めている。かつて、昭和三四・五年頃、ヘップ・サンダル職人の上に襲いかかった、いまわしい、接着剤・ベンゾール中毒禍による犠牲者のあったことは、決して忘れられない悲惨事であった。また、神輿、神楽用具、太鼓業、琴・三味線の瓜・撥・皮張りも、この浅草の地を基地としてきた。

## 六 乞胸部落と乞胸

(1) 乞胸の語源と乞胸の職業等

乞胸の語源については、

家々門に立、施を乞候儀、先方の胸中の志を乞候と申意にて、乞胸と唱候越き申伝候とある。

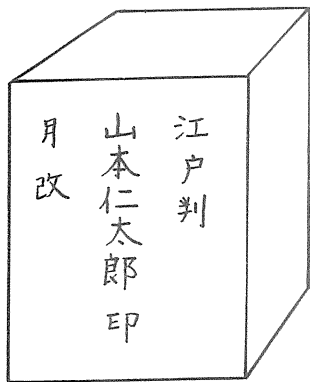
乞胸頭・山本仁太夫等につき「弾左衛門由緒書」<sup>(8)</sup>によると、

一 乞胸頭、仁太夫儀者先祖長嶋磯右衛門与申もの寺社境内並辻々明地等ニ而草芝居之外、見世者等渡世、たし罷出し候物、段々、同渡世もの相増手広ニ相成、右家業之儀者、元来、非人共致来り候稼ニ付、以来、右稼相止候而者難儀ニ付、依レ之右家業之筋者、善七支配可レ請申候ニ付、慶安年中、御番・石ヶ谷将監様御勤役之砌、右・磯右衛門引連、善七御願奉ニ申上候所、御札之上、乞胸渡世筋之儀者、善七支配可レ致旨、被ニ仰渡一候ニ付、右磯右衛門、乞胸頭ニ致、身分者町人ニ而町宅致シ渡世許、善七支配仕、右・磯右衛門より当・乞胸頭・仁太夫迄、相代、相統仕候。

一 乞胸仲中間入致し候ものハ、仁太夫方ニ而身元相糺請人立、鑑札相渡し、巷人前、巷ケ月、四拾八文宛、仁太夫方ニ請取申候乞胸渡世相止メ候節者、右鑑札相返し支配離レ申候。

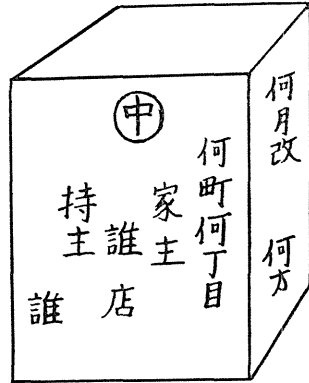
鑑札左之通りニ御座候

表



長サ 式寸八分 幅 壹寸八分 厚サ 四分

裏



右丸之内中寺申文字

焼印ニ御座候

一 乞胸人別帳面、善七方江取置、尚、私ノ方江差出、増減之儀者、毎月相改、此方江申出候。

一 乞胸頭・仁太夫より日々、菅人宛、善七方江相詰、溜用向、使役相勤且又、溜近辺出火有<sub>レ</sub>之候節、人数貳拾人

宛、引連、溜江相詰申候。

乞胸渡世、左之通ニ御座候

一 猿若 一 仕方能 一 講釈 一 説教 一 物説 一 綾取 一 江戸万才 一 辻放下 一 操<sub>り</sub> 一 物真似

一 辻勸進

とある。

その乞胸の渡世、すなわち職業は次のように考えてよいであろう。<sup>(9)</sup>

① 猿若 顔を染めて狂言をする（両国橋ぎわの広小路です）。

都市賤民政史の基礎考察

② 仕形能 能の真似。

③ 講釈 本の講釈をする。分りやすく語る。この芸能者を講釈師という。講釈師見て来たような嘘をいい。——川柳。

④ 説教 説教節、浄瑠璃に似て、古物語に節をつける。

⑤ 物読 朗読、素読で、さしずめ、徳川夢声の吉川英治作「宮本武蔵」を物語るのと類する。

⑥ 綾取 竹に綱をつけて、これをいろいろに投げて受けとめる業で、⊖の曲芸に類する。

⑦ 江戸万才 三河万才の真似をし、年中物貰いをする者で、この系譜の現代のものは、漫才師となった。

⑧ 辻放下 石などを投げて、手玉を取り、曲受けする。その外、手妻（手品）などをする。これは、⊖の曲芸、手品師の芸に受け継がれる。しかし、これは、同時に、非人の芸でもあった。

⑨ 操り 手傀儡、人形操りである。

⑩ 物真似 芝居（歌舞伎）役者の声色、鳥獣の鳴声を真似る。現代の猫八の芸や、声帯模写であり、声色師は、同時に、非人の芸でもあった。

⑪ 辻勧進 三味線をひいて、戸口を廻り、銭を乞う。

(2) 乞胸の身分・住居等

乞胸は、賤民のうちでも、一種特別なものであって、身分と家業とは、判然と区別され、身分は町方に属し、家業についてだけ、乞胸頭・山本仁太夫、および仁太夫を通じて、車善七の支配を受けたのである。<sup>(10)</sup>

乞胸頭・山本仁太夫は、下谷山崎町一丁目（下谷区万年町一丁目となり、台東区に変更し、昭和四〇年改正変更で、台東区東上野四丁目となる。）に住居し、その部下の乞胸は、下谷山崎町二丁目（下谷区万年町二丁目となり、台東区に改正変更、昭和四〇年変更で、台東区北上野一丁目となる。）に、その多くは住んでいた。

下谷山崎町に住むようになったのは、明和五年乃至同七年頃である。<sup>(11)</sup>

天保改革に際して、乞胸は、その職業が非人のそれに類似しているとの理由で、幕府より次ぎの如き命令が出された。

（朱書）

一 天保十四癸卯六月十八日、水野越前守殿へ伺之上申渡

下谷山崎町壹丁目

五人組持店

乞胸頭 仁太夫

此者共儀、職業之儀ハ歌祭文之物真似等致し、乞錢いたし來、非人同様之渡世ニ付市中之住居為レ致候ものニ無レ之候間、今般、淺草竜光寺門前之場所替申付

（政要拾遺）

ここに、淺草竜光寺門前とは、現在の台東区松ガ谷二丁目で、地内に、矢先稻荷神社があつて、この地は、里俗に「堂前<sup>どうまえ</sup>」といわれる。堂前について「御府内備考<sup>(12)</sup>」に、

三十三門堂跡

都市賤民行政史の基礎考察

浅草坂本町及新寺町竜光寺の辺、なべて堂地なりしと云。よりて今もその地を里俗堂前と称せり。按に射術の達人・吉田出羽守重政六代の孫・糸助重信（割注略）壮年たりし頃、寛永二十年四月二十二日、此三十三間堂落成し、台命を蒙り射始の式を執行すといへり。其後、元禄十一年類焼せし時、堂地御用として召上られ、代地を今の深川八幡辺にて賜いしとなり（下略）。

とある。

## 結 言

東京の被差別部落、乞胸部落は、明治のスラム形成の核をなし、また、非人・乞食の集結地も、拡散し、点てんと府内の各所に存在し、さらに分裂を続けていったことが考えられる。これが、都市の暗い谷間となつて、都市社会問題の出発点になつていった。

明治のスラムは、大正大震災火災の下町方面の壊滅的消滅と人的な周辺移動や、戦災による山手・下町の大規模の消失をもたらし、新しいスラム形成期を迎えていった。こうした近代スラム史の初期における明治の東京市内の主要なスラムを次ぎに掲げて、近世の穢多・非人・乞胸・乞食住地との関係を追求するための参考とした<sup>(13)</sup>。

神田区（三河町、万代<sup>みがね</sup>、和泉橋）。

京橋区（八丁堀、岡崎町、向两国）。

芝区（新網町、浜松町、三田・薩摩ヶ原）。

四谷区（鮫ヶ橋、天竜寺門前）。

牛込区（赤城下、市ヶ谷・長延寺、谷町、酒井屋敷、講武所の原）。

小石川区（柳町、伝通院裏、白山下）。

本郷区（根津宮永町）。

下谷区（稲荷町、広徳寺裏町、万年町、山伏町、竹町、下車坂町、豊住町、佐竹ヶ原）。

浅草区（神吉町、松葉町、安部川町、堂前、じかた地方橋場、今戸、花川戸、清島町、北田原町、芝崎町、新谷町）。

本所区（二ッ目、三ッ目、割下水、太平町、亀島町、外手町）。

深川区（富岡八幡、万年町、海辺大工町）。

これらのスラムが、木賃宿・ドヤ街のフーテンの流浪民を結集した地域をも発展させ、後者は、浅草・山谷のドヤ街を代表的存在として成長させ、大阪・釜ヶ崎とともに、東西日本の典型的年中行事の騒擾を発生させている。

以上に挙げたスラム所在の町は、すべてスラムをもって成立していたのではなく、部分的に存在していた点に留意すべきである。

(1) 菊池山哉「別所と特殊部落の研究」・二七五―八頁。

(2) 同書・三〇九―一〇頁。

(3) 中央大学法制史料研究会編「法制史料集録・(-)」(中央大学法学会「法学新報」・第六七卷・第一〇号・収)・六九頁。

(4) 石井良助「猿飼、茶筌、夙および乞胸」(『国家学会雑誌』・第七二卷・第九号・収・七一―三頁)。

(5) 石井、同右・四八頁。

(6) 生得非人については、「環斎紀聞」、「御府内備考」所収の説話があるが、次に、国学院大学教授・文学博士・樋口清之と綿谷雪両氏の記述を参考のため掲げておく。

④ 江戸の非人頭・車善七は、家康と同郷の三河出身で、家康入府のころには、浅草大川端に非人小屋をつくって住んで居り、慶長十三年(一六〇八年)町奉行から非人頭を命ぜられ、浅草元鳥越に土地を与えられて、代々弾左衛門の配下として善七の名を襲名した。しかし、江戸府下の非人は七三四戸に過ぎないから弾左衛門の約一割未満の支配力である。

【樋口清之「江戸の非人」(『人物往来社』「歴史読本」第一〇巻・第一二号・一五三頁)】。

⑤ むかしは土農工商の四民以外に、「穢多」・「非人」という二つの賤民階級が構成されていた。彼等は、いわゆる良民の別(戸籍)からは除外されていて、穢多は穢多頭の支配下の別に入り、非人は、そのごく一部分の例外をのぞいては、すべて非人頭支配下の別に入っていた。上方では非人といわなくても「長吏」という。もとより穢多(上方では「夙の者」という)とは別が違っている。

穢多(夙の者)と非人(長吏)は、共に良民との通婚を禁じられ、また貢租の義務もなかったけれども、前者がある限定された種目の業務によって生活の資を獲たのに対し、後者は原則として(若干の例外がある)何等の生業をもいとなく、ただ人家や路傍に至って食を乞い、銭をめぐまれるだけの不生産的な存在であって、要するに「非人」(長吏)とは大体において「乞食」というのと同義語に近かった。【綿谷 雪「非人と長吏」(雄山閣「日本生活風俗史」・江戸風俗・4・社会と世相」・二六三頁)】

この綿谷氏の記述は、穢多・長吏・夙・乞食の法的区別のあることを認識していないものといえよう。

江戸の非人頭拠点部落(非人小屋)

- ① 浅草・非人頭・車善七・手下 三六八軒
- ② 品川・非人頭・松右衛門・手下 二二六軒
- ③ 深川・非人頭・善三郎・手下 七三軒



- ④ 代々木・非人頭・久兵衛・手下 五軒  
木下川・非人頭・久兵衛・手下 七軒
- ⑤ 東京都台東区「台東叢書第三集・下谷浅草町名由来考」。
- (7) 「法字新報」・第六七卷・第一〇号・六九―七〇頁。三隅治雄「近世大道芸人資料(2)」〔芸能〕第九卷・第八号・収)。
- (8) 石井良助「続江戸時代漫筆・江戸の遊女その他」・一七―一九頁。
- (9) 石井「猿飼、茶筌、夙および乞胸」〔国家学会雑誌〕・第七二卷・第九号・収・五九頁)。
- (10) 寛政十一年二月二十六日付「乍恐以書付申上候」は、下谷山崎町・名主・藤七が、御番所(江戸町奉行所)に出した書上げである(「政要拾遺」収録)。
- (11) 「御府内備考」(大日本地誌大系・第一卷・二六七―八頁)。
- (12) 横山源之助「日本の下層社会」(岩波文庫版)。西田長寿編「都市下層社会」(生活社版)。添田知道「亜蟬坊流生記」
- (13) 「小説・教育者―坂本竜之助の生涯」。原田伴彦「日本封建都市研究」。同「日本封建制下の都市と社会」。

(本学教授)